

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第37号
事故等種類	施設等損傷
発生日時	平成26年1月30日 08時10分ごろ
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋区所在の企業の専用岸壁 兵庫県尼崎市所在の尼崎港橋橋梁灯（R2 灯）から真方位047° 900m付近 （概位 北緯34°42.2′ 東経135°24.2′）
事故等調査の経過	平成26年3月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利石材等運搬船 2おやりき、397トン
船舶番号、船舶所有者等	134842、親力海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 一等航海士、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 クレーンのブームに折損、バケット、船首及び船尾フェアリー ダーに曲損 浮き棧橋 上部鋼材に曲損
事故等の経過	本船は、船長及び一等航海士ほか4人が乗り組み、阪神港尼崎西宮芦屋区所在の企業の専用岸壁に設置されている幅約10mの浮き棧橋に着棧し、発生土の揚げ荷を行っていた。 一等航海士は、発生土の揚げ荷場所が浮き棧橋を挟んだ陸上にあり、本船のクレーンの旋回径の外側にあつたので、クレーンが旋回する遠心力でバケットを陸上に到達させながら揚げ荷を行っていたところ、平成26年1月30日08時10分ごろ、クレーンのブームが折れ曲がり、浮き棧橋にバケットが接触した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東北東、風力 4、視程 約10km 海象：潮汐 下げ潮の初期、潮高 約1.3m
その他の事項	クレーンのブームには、時々亀裂が生じており、その都度、乗組員が溶接修理を行っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	不明
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、阪神港尼崎西宮芦屋区所在の企業の専用岸壁において荷役中、一等航海士が、クレーンが旋回する遠心力でバケットを陸上に到

	<p>達させながら揚げ荷作業中、クレーンのブームが折れ曲がったことから、浮き棧橋にバケットが接触し、浮き棧橋が損傷したものと考えられる。</p> <p>本船は、クレーンが旋回する遠心力でバケットを陸上に到達させながら揚げ荷を行っていたことから、バケットを旋回させたときの負荷の影響、及びブームに時々亀裂が生じており、その都度、乗組員が溶接修理を行っていた際の施工の影響により、クレーンのブームが折れ曲がった可能性があると考えられるが、その要因を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、阪神港尼崎西宮芦屋区所在の企業の専用岸壁において荷役中、一等航海士が、クレーンが旋回する遠心力でバケットを陸上に到達させながら揚げ荷作業中、クレーンのブームが折れ曲がったため、浮き棧橋にバケットが接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーンは、その旋回径を超えた場所への積み下ろしに使用しないこと。</li> <li>・クレーンのブームに亀裂が生じた場合、その原因を究明するとともに専門の施工業者に修理を依頼すること。</li> </ul>